

○栗東市空き店舗等活用促進事業補助金交付要綱 (案)

平成 30 年 月 日
告示第 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、栗東市内の駅周辺（栗東駅、手原駅）の賑わい創出と地域経済活性化に向けて、指定区域内における空き店舗等の減少及び商環境の向上を図るため、空き店舗等を活用する新規出店者と当該空き店舗等の所有者に対し、市が予算の範囲内において、栗東市空き店舗等活用促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、栗東市補助金等交付規則(昭和 63 年栗東町規則第 11 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定区域 別図に定める区域をいう。
- (2) 空き店舗等 指定区域において入居者がいない状態又は入居者を決定していない状態が原則として 3 箇月以上継続し、店舗として賃貸借可能な建物の全部又は一部をいう。
- (3) 新規出店者 空き店舗等を賃借する中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者で、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として設定された日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に定める産業分類（大分類）のうち、小売業、飲食業またはサービス業その他市長が認めた事業を新たに営もうとする者又は既に事業を営んでいる個人又は法人をいう。

(補助対象経費等)

第 3 条 この補助金の補助対象経費、補助対象者及び補助額は、別表 1 に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き店舗等の所有者と新規出店者との関係が別表 2 の要件に該当しない者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は第 3 条の 2 に規定する特定性風俗物品販売等営業を行わない者
- (3) 市内で営業している店舗から指定区域内の空き店舗へ移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗としない者
- (4) 週 5 日以上営業し、かつ、通年営業が可能であり、2 年以上継続して営業を行う見込みがある者
- (5) 市区町村民税を完納している者
- (6) フランチャイズチェーン方式による営業でない者
- (7) 店舗を改装または修繕する場合は、店舗改装工事に着手する前で、かつ、当該年度内に改装または修繕工事が完了し、補助対象事業を開始する見込みがある者

(8) 店舗を改装または修繕しない場合は、補助対象事業の開始前で、かつ、当該年度内に補助対象事業を開始する見込みがあること。

(9) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生手続又は再生手続を行っていない者

(10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団の構成員若しくはその関係者又はその利益となる活動を行う者が、新規出店者又は新規出店者が入店する店舗所有者の役員又は経営に事実上参加していない者

(11) 市長が不相当と認める業種の営業を行っていない者又は行わない者

(12) 過去にこの告示による補助金の交付を受けたことがない者

3 第1項に規定する補助金の額に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第4条 この補助金の交付を受けようとする新規出店者又は新規出店者が入店する店舗所有者は、空き店舗等への出店をする前に、栗東市空き店舗等活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付し、市長に提出しなければならない。この場合において、第3条第2項第12号の規定にかかわらず、前年度補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けた者で、前年度中に補助対象となる店舗賃借料の補助金の交付対象期間が12箇月に満たない場合で、今年度も引き続き店舗賃借料の補助金の交付を受けようとする者は、関係書類を添えて、申請するものとする。

（交付決定）

第5条 市長は、前条の交付申請があった場合は、速やかにその内容等を審査し、補助金を交付することに決定したときは、栗東市空き店舗等活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 前項に規定する審査を行うに当たって、必要に応じて外部から助言を求めることができる。

3 第1項の規定による事業の決定に当たっては、必要な指示又は条件を付することができる。

（内容の変更等）

第6条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、栗東市空き店舗等活用促進事業補助金変更交付申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の内容の変更を認めたときは、栗東市空き店舗等活用促進事業補助金変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、栗東市空き店舗等活用促進事業補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに内容等を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、栗東市空き店舗等活用促進事業補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 前条の規定による通知を受けた者が補助金の交付の請求をするときは、栗東市空き店舗等活用促進事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定若しくは補助金の額の確定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) その他市長が特に必要であると認めるとき。

(店舗の処分等の制限)

第11条 補助事業者は、第5条の規定により決定した日から起算して2年間は、補助金の交付を受けた空き店舗等を他の目的に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲渡し、又は債務の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年 月 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条の規定により提出された交付申請等によって得ることのできた権利及びその権利に付された条件等については、同日後もなおその効力を有するものとする。

別表1（第3条関係）

補助対象経費	補助対象者	補助額
<p>店舗改装費</p> <p>指定区域内において、新たに開業するにあたり必要と認められる内装工事（天井、内壁床等）、外装工事（看板設置、扉等）、給排水設備工事、電気工事、空調設備工事等に係る費用及び附帯設備（キッチン、カウンター、照明等で、建物と一体となったものに限る。）の設置に係る費用</p>	<p>指定区域内における新規出店者</p>	<p>市内に事業所を有する者に請け負わせる店舗改装に要した金額の5分の1以内かつ15万円を限度とする。</p>
<p>店舗（来客者用駐車場を含む。）賃借料</p> <p>保証金、敷金、礼金等の預託金、仲介手数料等を除く。</p>		<p>1 月額店舗賃借料の5分の1以内かつ5万円以下とし、最大12箇月分とする。</p> <p>2 開業日の属する月の翌月（1日に開業する場合にあっては、該当月）から対象とする。</p> <p>3 1の規定にかかわらず、前年度に、店舗賃借料にかかる補助金の交付決定を受けた者については、月額店舗賃借料の5分の1以内かつ5万円以下とし、12箇月分から前年度に補助金の交付を受けた月数分を除いた月数とする。</p>
<p>店舗修繕費</p> <p>当該店舗の賃貸に当たり必要と認められる屋根工事、外壁工事、給排水設備工事（床下・建物以外の設備）、電気工事（電線から配電盤までの設備）、空調設備工事等に係る費用</p>	<p>指定区域内において新規出店者が入店する店舗の所有者</p>	<p>市内に事業所を有する者に請け負わせる店舗修繕費の5分の1以内かつ15万円を限度とする。</p>

備考

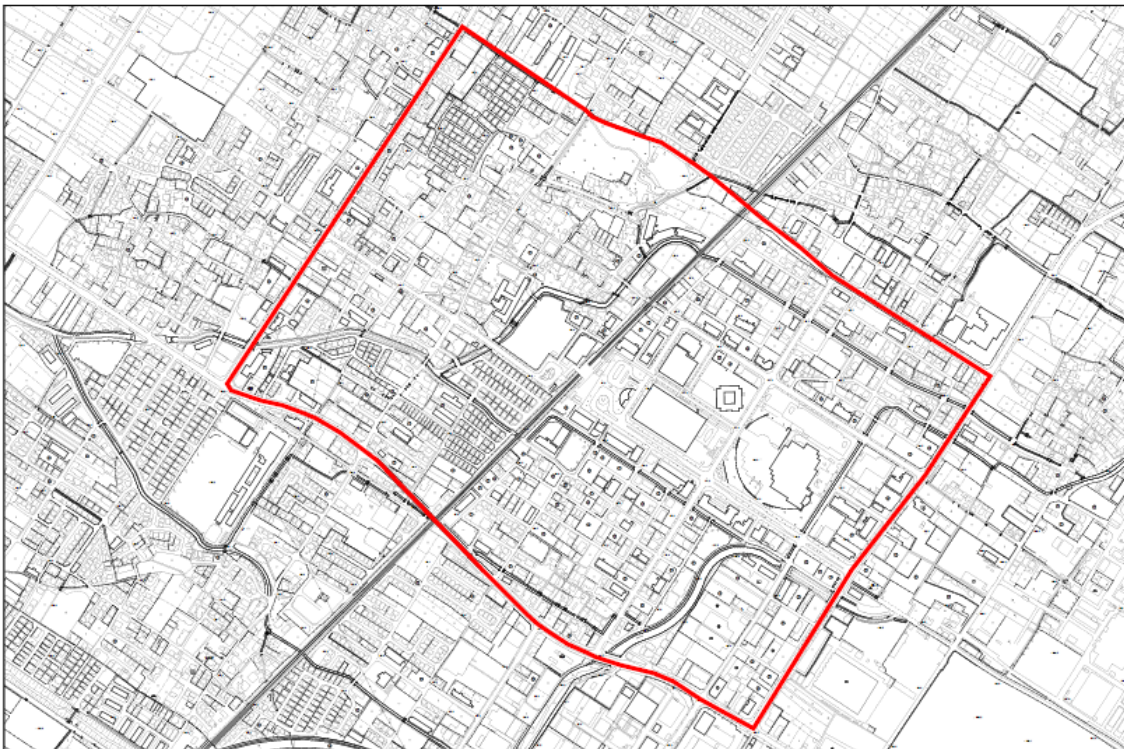
店舗改装費及び店舗修繕費にかかる設計費や備品費は対象外とする。

別表2（第3条関係）

空き店舗の所有者区分	新規出店者区分	要件
法人	個人	1 新規出店者と空き店舗を所有する法人（以下「所有法人」）の役員若しくは発起人とが生計を一としている者。 2 新規出店者と所有法人の役員若しくは発起人とが2親等以内の親族である者。
	法人	1 新規出店者である法人の代表者と所有法人の役員若しくは発起人とが生計を一としている者。 2 新規出店者である法人の代表者と所有法人の役員若しくは発起人とが2親等以内の親族である者。
個人	個人	1 新規出店者と空き店舗所有者とが生計を一としている者。 2 新規出店者と空き店舗所有者とが2親等以内の親族である者。
	法人	1 新規出店者である法人の代表者と空き店舗所有者とが生計を一としている者。 2 新規出店者である法人の代表者と空き店舗所有者とが2親等以内の親族である者。

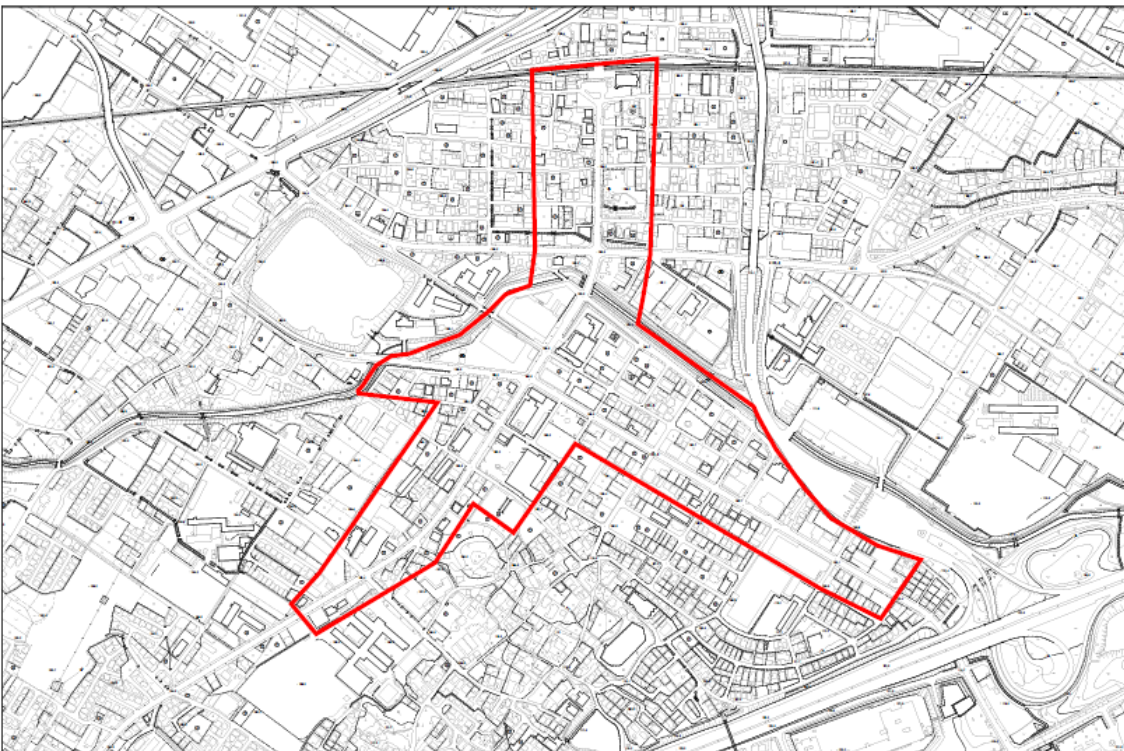
別図（第2条関係）

1. 栗東駅周辺地区



備考 指定区域は、実線内側の区域とする。

2. 手原・安養寺周辺地区



備考 指定区域は、実線内側の区域とする。